

厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の骨子

～災害援護資金の貸付利率等の改正～

1 条例改正の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、「災害弔慰金の支給等に関する法律」の改正が行われ、災害援護資金について、市町村の政策判断に基づき、低い利率での貸付け等が可能となりましたので、厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正します。

2 改正理由及び内容

(1) 災害援護資金の貸付利率の変更

法律で年３パーセントと定められている貸付利率が、「年３パーセント以内で条例で定める率」とされたことから、被災者の返済負担を軽減し、被災者支援の充実強化のため、貸付利率を０％とします。

(2) 災害援護資金の貸付けにおける償還方法の追加

法律施行令の改正により、年賦償還、半年賦償還に加え「月賦償還」が追加されたことから、借受人の償還を容易にし、債権の確実な回収を行うため、償還方法に「月賦償還」を追加します。

(3) 災害援護資金の貸付けにおける保証人の設定

法施行令の改正により、災害援護資金の貸付けを受ける場合の保証人の条文が削除されたことから、(1)と同様、被災者支援の充実強化のため、保証人は不要とします。